

令和元年度 国民健康保険特別会計の決算状況

令和2年9月議会にて認定されましたので、その状況についてお知らせします。

国民健康保険事業の決算

令和元年度の歳入総額は171億4,577万円、歳出総額は171億9,754万円、歳入と歳出の差し引きの収支は▲5,176万円、5年連続の赤字決算となりました。しかしながら、令和元年単年度収支では約3億7千万円の黒字となり、平成30年度に行いました税率改定等の効果が確実に表れているといえます。

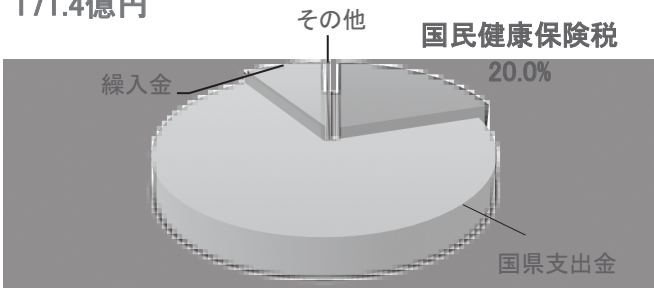
したがって、今後も引き続き「適正課税による税収の確保」や「歳出抑制のための医療費適正化」に取り組み、一年でも早い赤字解消に努めてまいります。

(単位：億円)

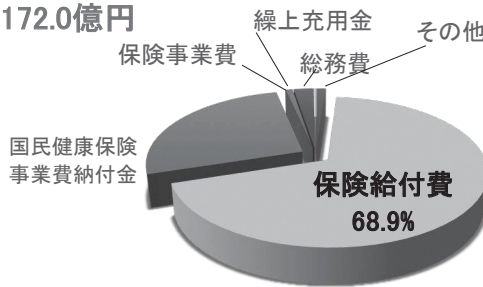
歳入	29年度	30年度	令和元年度
国民健康保険税	32.9	35.1	34.3
国県支出金	62.2	121.2	121.5
療養給付費等交付金	2.5	国県支出金に含む	国県支出金に含む
前期高齢者交付金	42.6		
共同事業交付金	48.4		
繰入金	13.7	15.4	14.9
その他	0.4	0.3	0.7
歳入合計	202.7	172.0	171.4
歳入－歳出(収支)	▲4.0	▲4.3	▲0.5

歳出	29年度	30年度	令和元年度
総務費	2.1	2.1	2.0
保険給付費	120.3	117.8	118.4
国民健康保険事業費納付金	-	47.8	45.7
後期高齢者支援金	19.8	国民健康保険事業費納付金に含む	国民健康保険事業費納付金に含む
介護納付金	8.0		
共同事業拠出金	49.4	0	0
保健事業費	1.3	1.4	1.4
繰上充用金	5.0	4.0	4.3
その他	0.7	3.2	0.2
歳出合計	206.7	176.3	171.9

歳入
171.4億円



歳出
172.0億円



決算状況のグラフのとおり、歳入では自主財源である国民健康保険税の占める割合が20.0%に対し、保険給付費(医療費などに対する給付)は歳出の68.9%を占めています。

市では、さまざまな医療費の適正化事業に取り組んでいますが、1人あたりの医療費は年々増加しており、令和元年度は、約41万5千円になっています。早急な医療費増加の抑制が必要です。

医療費適正化に向けて ～被保険者の皆さんへお願い～

市民の皆さんの「健康づくり」へのご理解とご協力が医療費の増大を抑えることに最も効果があります。

- 定期的に健康診断を受けましょう。
- かかりつけの医療機関を決めましょう。
- ジェネリック医薬品を利用しましょう。
- 同じ病気で次々と医療機関を変える重複受診はやめましょう。



医療費通知の内容を確認しましょう

国保加入世帯には、年4回(5月、8月、11月、2月)、3ヶ月分の治療等にかかった医療費をお知らせする「医療費通知」をお送りしております。(世帯主に世帯全員分をお知らせしております。)

医療費通知は自分が受けた医療費がいくらになるのかを知っていただき、医療費についての関心と健康管理に対する理解を深めていただくためのお知らせです。

医療費控除について

医療費通知は医療費控除の添付書類として使用できますが、11・12月診療分の医療費通知は、翌年5月上旬に発送するため、確定申告に間に合いません。領収書は、捨てずに保管しておいて下さい。

セルフメディケーションに取り組みましょう

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」(WHOの定義)です。

定期的な健康診断や運動、睡眠、食生活、体調管理等を自分自身で行い、日頃から健康を意識するなどセルフメディケーションに取り組むことで、健康を維持・管理する意識が高まり、疾病予防につながることはもちろん、医療費の適正化にもつながります。

軽度な身体の不調を手当するためには、市販薬を使用したり、症状の改善が思わしくない場合には医療機関等を受診したり、適宜判断しましょう。

セルフメディケーション
税 控除 対象

セルフメディケーション税制について

健康の保持増進及び疾病の予防として健康診断などの一定の取り組みを行っている人が、上記マークのある対象市販薬を購入した際に所得控除を受けられるようにしたものです。

対象市販薬を一年間に12,000円を超えて購入した場合、その購入費について所得控除(最大88,000円)が受けられます。お薬の領収書は、捨てずに保管しましょう。

※対象となる医薬品等、制度について詳しくは、厚生労働省のホームページでご確認ください。

人間ドック情報提供報奨金について

国保加入者で人間ドックを受診された方が、検査結果を提出すると報奨金として**6,000円**が交付されます。

●下記の条件をすべて満たす方が対象となります。

- ・人間ドック受診日において、40歳以上75歳未満の方
 - ・令和2年4月1日～令和3年3月31日に受診した人間ドックの写しを提出できる方
- ※八代市が実施した特定健診を受診した方及び、国保ドック助成事業を使用し受診した方は対象外となります。

●手続きに必要なもの

- ・人間ドックの検査結果に関する記録の写し等
- ・国保の保険証、認印、通帳(ドックを受診された方のもの)

●受付窓口:国保ねんきん課医療給付係、八代市保健センター、鏡保健センター、各健康福祉地域事務所
《注意点》申請は、同一年度に1人あたり1回・受診日より2か月以内